

第8章 鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、北陸信越運輸局、各鉄道事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の死傷者が発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。

(2) 各主体の責務

ア 県内の鉄道事業者（JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設並びに運転取扱いに係る安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

イ 各鉄道事業者は、事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連絡体制を整備する。

ウ 北陸信越運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査、指導等を実施する。

エ 県は、事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ鉄道事業者との連絡体制を定める。

2 鉄道事業者の役割

(1) 交通環境の整備

各鉄道事業者及び道路管理者は互いに調整を図り、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

各鉄道事業者は、車両の不燃化の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(3) 保守・点検による事故発生防止

各鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

(4) 防災体制の整備

各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。

JR各社（東日本、西日本、貨物）は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等により事故災害に対応す

る。

北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)は、法令の規定、監督官庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておくものとする。

(5) 応急対策用資機材の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(6) 関係機関との相互協力体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時等非常事態に備え、消防、県警察、市町村、県その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(7) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供する。

(8) 安全教育・訓練

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。

また、各鉄道事業者は、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(9) 一般公衆への啓発活動

ア 踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

3 県の役割

(1) 相互協力体制の整備

県は、鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(2) 訓練への協力

県は、各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、関係防災機関とともに訓練への協力に努める。

(3) 啓発活動への協力

県は、各鉄道事業者が行う事故防止対策等の啓発活動に当たっては、ポスターの掲示場所の提供などを通じて協力に努める。

第2節 鉄道事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸信越運輸局、各鉄道事業者、日本赤十字社新潟県支部

1 計画の方針

乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害における関係機関の応急対策の方針等を示す。

(1) 基本方針

各鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

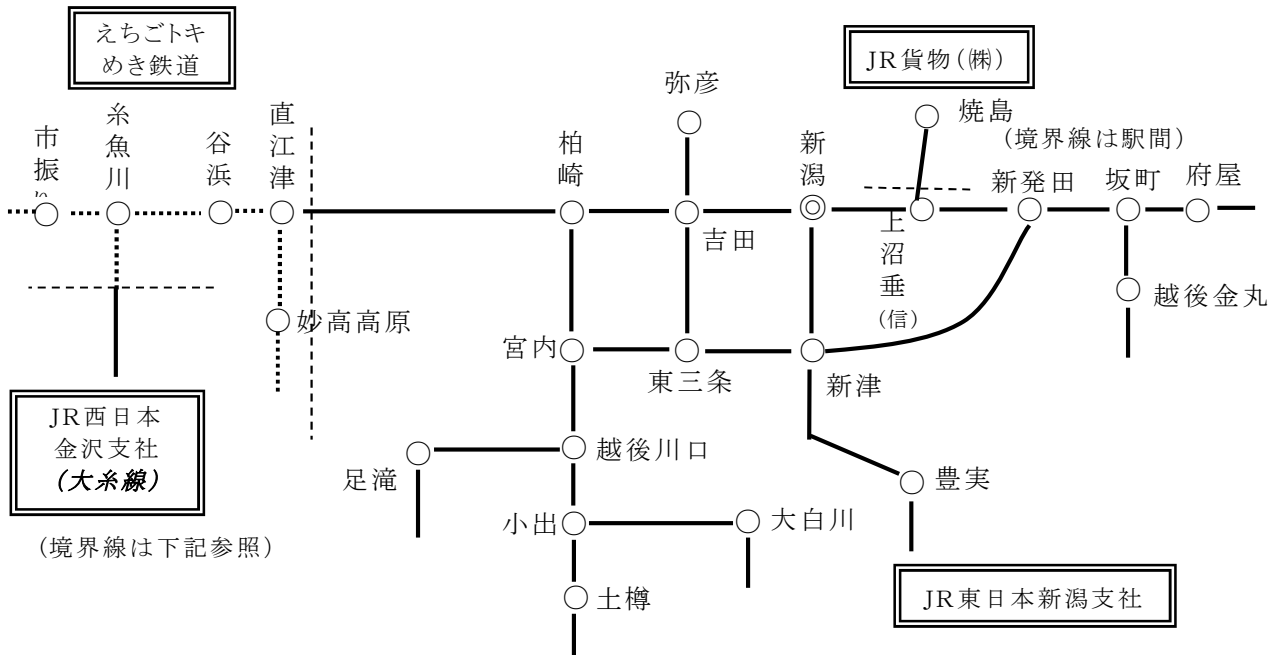
(2) 各主体の責務

ア 各鉄道事業者の責務

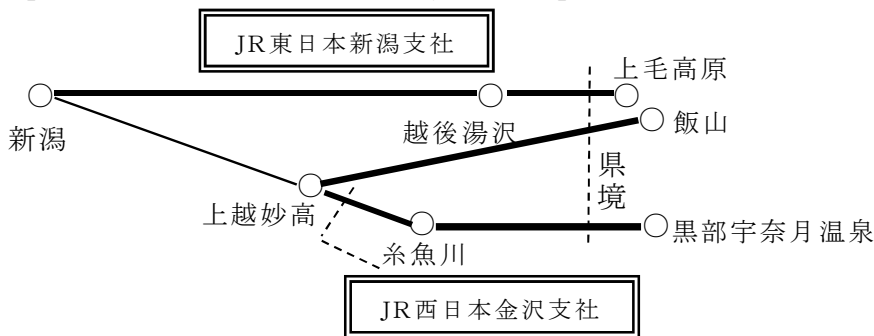
関係鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故災害対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故災害対策本部等を設置するとともに、事故現場近傍に現地災害対策本部等を設置する。また、自社の災害対策本部等と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配する。

なお、関係鉄道事業者は、各社間の協定に等に基づき、事故発生箇所の線路を保有している社（支社）において災害対策等を実施する。

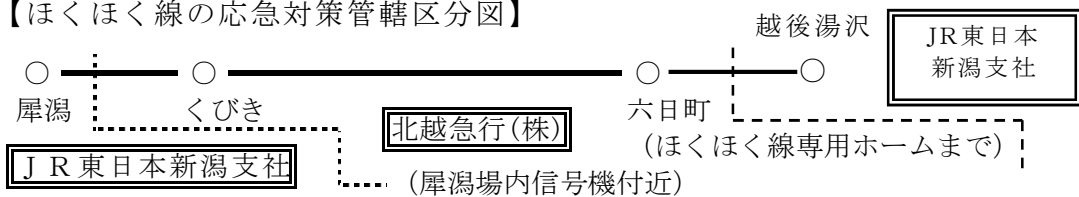
【県内のJR在来線の応急対策管轄区分図】



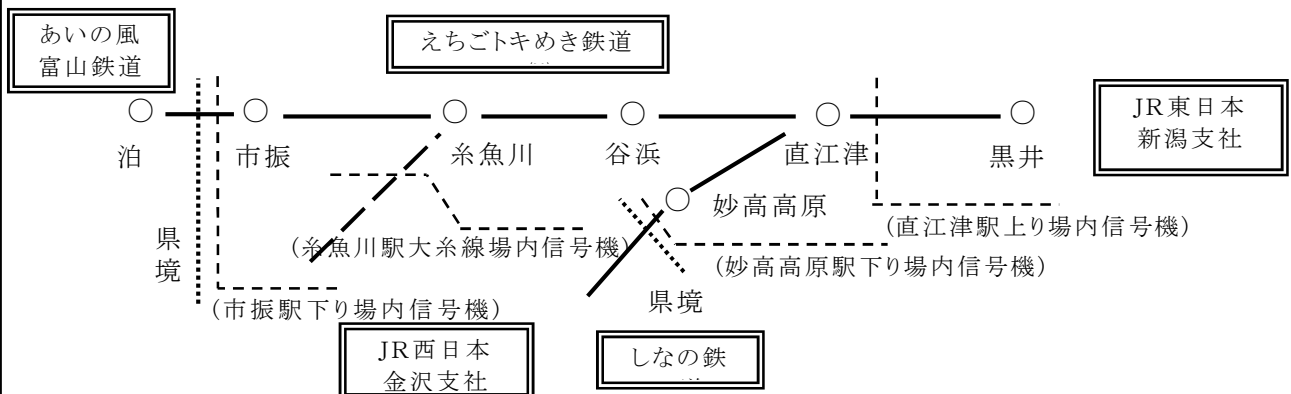
【県内の新幹線の応急対策管轄区分図】



【ほくほく線の応急対策管轄区分図】



【妙高はねうまライン・日本海ひすいラインの応急対策管轄区分図】



イ 県警察の責務

県警備本部等の設置

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

ウ 消防機関の責務

事故現場を所轄する消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に応援出動を要請する。

エ 県の責務

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて、事故現場に現地災害対策本部を設置する。

オ 市町村の責務

事故現場を所管する市町村は、必要に応じて役場に事故災害対策本部を設置する。

カ 日本赤十字社新潟県支部の責務

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めるときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置する。

キ 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要があると認められるときは、北陸信越運輸局に対策本部を設置する。

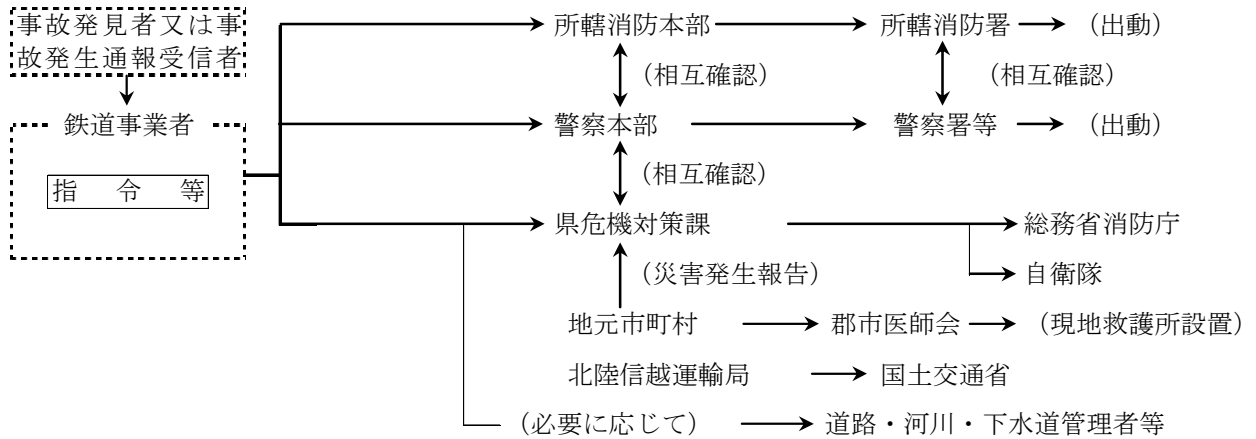
(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

各鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、次の経路により関係機関に通報する。

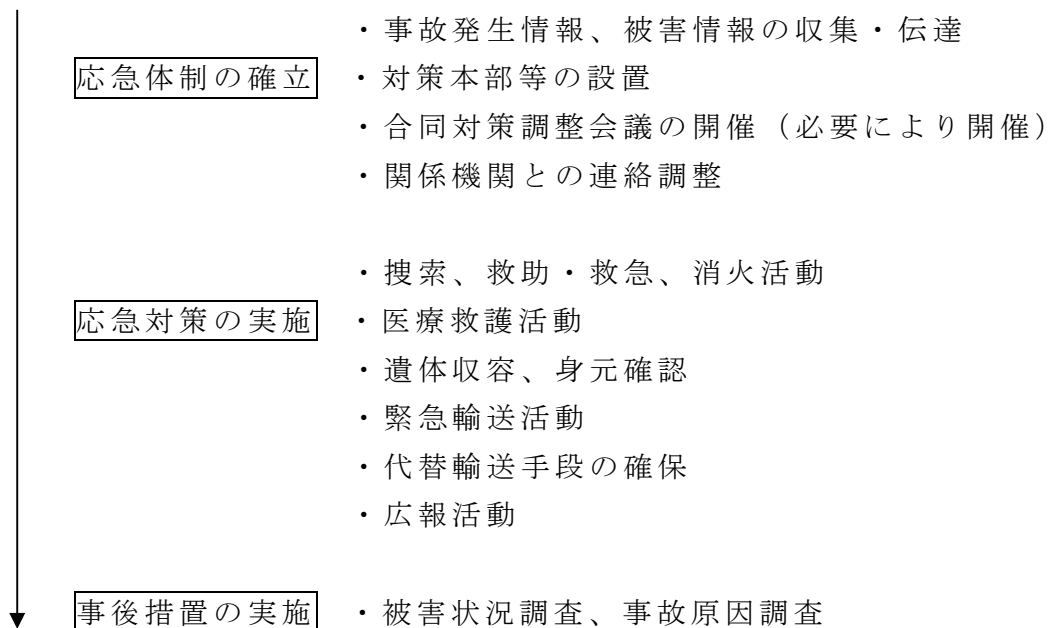


このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

県及び市町村は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

3 業務の体系

☆鉄道事故災害発生



4 業務の内容

(1) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において各鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、県警察、消防、県、地元市町村等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 各主体による応急対策

ア 各鉄道事業者

関係鉄道事業者は、自社の事故災害対応マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

(ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

(イ) 医療及び死体の処理に要する資器材の調達

(ウ) 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請

(エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請

(オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請

(カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 市町村

(ア) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理

(イ) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

(ウ) 遺体の処理

エ 消防機関

(ア) 消火活動及び警戒活動

(イ) 警戒区域の設定

(ウ) 負傷者の救出、救護

(エ) 負傷者の医療機関への搬送

(オ) 遺体の収容

オ 県警察

(ア) 被害情報の収集

(イ) 負傷者の救出、救護

- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

カ 日本赤十字社新潟県支部

- (ア) 救護所の開設
- (イ) 負傷者に対する医療処置

キ 北陸信越運輸局

現地調査、情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

(3) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに自社貨物指令室及び消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ 二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者又は関係鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市町村長に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉（環境）部等に連絡する。

(4) 広報活動

関係鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時報道機関等に提供する。

(5) 代替輸送計画

事故による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(7) 住民に対する広報

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(8) 県への報告

関係鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

5 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は地域防災計画において、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について定めておく。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	企画総務部経営戦略ユニット	025-248-5104	025-248-5165 鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット(輸送指令)	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
JR西日本金沢支社	北陸広域鉄道部(糸魚川)	025-552-0336	(金沢支社輸送指令) 076-253-5261	時間内025-552-0336 時間外076-253-5262
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	(六日町運輸指令区) 025-770-2822	時間内025-770-2825 時間外025-770-2830
えちごトキめき鉄道(株)	総務企画部	025-546-5520	(指令所) 080-7770-8856	時間内025-543-8020 時間外025-543-7850
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
北陸信越運輸局		勤務時間内	勤務時間外	FAX
総務部	安全防災・危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170 (昼夜休日含む)
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3592	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915